

第64回 横浜市屋外広告物審議会会議録	
議 題	審議事項 ア 横浜市屋外広告物条例第19条に基づく許可の特例について (ア) 広告付案内サインの整備における、景観計画で禁止されている映像装置の設置について 報告事項 ア デザインマンホールの設置について その他 屋外広告物の安全点検まち歩きについて
日 時	令和元年9月2日(月) 午後1時59分から2時55分まで
開催場所	神奈川自治会館3階 特別会議室
出席者 (敬称略)	委 員：岩村和夫、村上弘一、小泉雅子、竹内淳、田中喜芳、中谷忠宏、馬場勝己、堀田久史、山崎洋子 事務局：嶋田稔(都市整備局地域まちづくり部長)、鴫田傑(都市整備局景観調整課長)、瓜田智也(都市整備局景観調整課景観調整係長) <b>【審議事項ア(ア)】</b> 説明者：光田麻乃(都市整備局企画課担当課長) 松中渉(都市整備局企画課担当係長) 事業者：エムシードゥコー株式会社
欠席者 (敬称略)	委 員：河住志保
開催形態	公開(傍聴者0人)
決定事項	
議 事	開 会  <b>(事務局) 鴫田景観調整課長</b> お時間となりましたので、始めさせていただきますと思います。本日はお忙しい中、また暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。これより、第64回横浜市屋外広告物審議会を始めさせていただきますと思います。 2枚目の委員名簿をごらんいただきたいと思います。一人、委員の交代がございました。横浜市屋外広告美術協同組合の理事の改選があったということで、大川委員にかわり、新たに堀田委員が就任されました。一言ご挨拶いただければと思います。 <b>(堀田委員)</b> この7月から、横浜市屋外広告美術協同組合の代表理事をやらせていただいております、堀田久史と申します。看板業として26年、横浜市でやっております。これから、ぜひよろしく願いいたします。 <b>(事務局) 鴫田景観調整課長</b> ありがとうございます。 お手元に資料を配付しておりますが、ご確認いただければと思います。次第、名簿、座席表、それから審議事項ア(ア)、資料1、2、3と続きまして、アンケート調査結果が途中挟まれていると思いますが、その次に報告事項となっております。 また、本日、議事録作成の都合上、レコーダーで記録させていただきますことをご了承願いたいと思います。 では、ここからは岩村会長に進行をお願いしたいと思います。よろしく願います。 <b>(岩村会長)</b> お忙しいところ、この暑い日に集まりいただきまして、ありがとうございます。なかなか涼しくならないですね。岩村でございます。本日も活発な審議ができますよう、ご協力お願いいたします。 まず、事務局から審議会の成立についてご報告をお願いいたします。 <b>(事務局) 鴫田景観調整課長</b> 本日は、河住委員よりご欠席と連絡をいただいております。現時点で、10名中9名の出席をいただいておりますので、横浜市屋外広告物条例施行規則第31条第2項に基づき、委員の過半数以上の出席によって審議会は成立しております。 <b>(岩村会長)</b>

続きまして、審議事項に入る前に、各案件について会議の公開・非公開の是非について、委員の皆様にお諮りいたします。まず、事務局から説明をお願いします。

**(事務局) 綿田景観調整課長**

会議の公開及び非公開については、横浜市附属機関の会議の公開に関する要綱第4条に基づき、附属機関の長は会議の一部または全部の非公開を決定できるとされています。本日の審議事項ア（ア）及び報告事項アにつきましては、特に非公開にすべき内容はありませので公開案件としたいと考えております。説明は以上です。

**(岩村会長)**

ただいまの事務局のご説明を受けまして、審議事項ア（ア）及び報告事項アを公開とすることに関し  
てご意見ございませんでしょうか。

(丁承)

**(岩村会長)**

特にご意見ないようですので、そのとおりに取り扱いたいと思います。

審議事項

**ア 横浜市屋外広告物条例第19条に基づく許可の特例について**

**(ア) 広告付案内サインの整備における、景観計画で禁止されている映像装置の設置について**

**(岩村会長)**

それでは、次第の（2）審議事項ア、横浜市屋外広告物条例第19条に基づく許可の特例についての審議に移りたいと思います。まず、審議事項ア（ア）につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

**(事務局) 綿田景観調整課長**

それでは、審議事項ア（ア）広告付案内サインの整備における、景観計画で禁止されている映像装置の設置についてご説明いたします。資料は、上に審議事項ア（ア）と書いてあるA4判の紙をまずごらんいただきたいと思います。

概要でございます。広告付案内サイン・公衆無線LAN整備事業については、平成29年から本審議会に説明しながら事業を進めています。今回計画している広告付案内サインは、映像装置の設置を計画しており、横浜市景観計画で映像装置を禁じているエリアに8基の設置が計画されています。このため、本審議会で当該広告物等の設置について何うものです。

A4判の裏をごらんください。これまでの説明及び審議経過をまとめております。この案件につきましては、都市美対策審議会と屋外広告物審議会に両方お諮りしながら進めております。平成29年3月に事業実施の方向性などを説明しておりまして、29年9月からは公募開始ということで報告しております。また、平成30年12月には配置計画もかなりはっきりしてきたということで、景観計画における行為の制限のただし書き適用について都市美対策審議会に審議した後、平成31年2月には屋外広告物審議会でも報告しております。令和元年6月には、静止画デジタル広告の一部を導入したいということで都市美対策審議会に報告があり、この関係で7月1日でございますが、本審議会で交差点付近での映像装置の設置について特例で許可をいただくということで了承いただいております。都市美対策審議会は、その後、8月5日と8月26日に開催されておりまして、まず、8月5日は静止画デジタル広告の景観について審議いたしました。実際に静止画デジタル広告を先行設置した場所を見学しまして、その見え方などについて審議したものでございます。また、8月26日には、景観計画で映像装置を規制している区域内における静止画デジタル広告の導入ということで、新港地区、関内地区に設置したいということで説明があり、屋外広告物審議会に審議することという内容となっております。

続きまして、特例許可と景観計画との関係について説明させていただきたいと思いますが、A3判横長のものがございます。参考、屋外広告物条例に基づく特例許可制度についてと題された資料でございます。説明が逆になってしまいますが、右側に景観計画を示しております。景観計画では、まず関内地区の場合、全体の制限がございまして、下の2の地区別の制限において、別に定めがある場合を除き、建築物に設置するものにあつては建築物の2階以下、その他のものにあつては広告物の上端の高さが地上5メートル以下と書かれております。今回のパネルは3メートル以下のものがございますので、ここには適合するということになります。それから、その下の表になっております地区別の制限でございますが、まず、山下特定地区から海岸通り準特定地区については、屋外広告物に映像装置を使用することができないとされています。ただし以下は一時的に設置するものということで、今回は一時的ではあり

ませんのでここには該当しません。したがって、映像装置を使用することができないという部分に抵触するものです。それから、馬車道周辺特定地区、関内中央準特定地区については、計画図1の3に示す見通し景観形成街路に面する位置に設置する屋外広告物に、映像装置を使用することができないというものでございます。これについては後で図の中で説明いたしますが、いずれにしても使用できないと書かれております。また次に、みなとみらい21新港地区における景観計画では、屋外広告物に映像装置を使用することができないとされています。ただし以下は一時的な設置について抜いたものでございます。

景観計画上はこうなっております、屋外広告物条例の話になりますが、左側の丸の3つ目、条例第16条（広告物等に係る基準等）の中の第2項で、景観計画のことが書かれています。景観計画の区域では、景観計画に定められた屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項に適合しなければならないといった内容になっています。9条はそれを受けている形になっておりまして、許可する場合なのですが、第2項で、前項の許可の申請があった場合において、途中省略しますが、第16条の規定に適合すると認められるときでなければ、当該許可をしてはならないとなっております。すなわち、景観計画に適合していなければ許可してはならないという内容です。その上の第19条が許可の特例でございまして、第1項をごらんいただきたいのですが、特に良好な景観の形成に寄与すると認められる広告物等又はその表示若しくは設置が公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるものについては、第9条第2項の規定にかかわらず、許可することができるという内容になっています。こういう形になっておりまして、景観計画に適合しないと許可は出せないのだけれども、特例の許可で適合しないものも許可できるという内容になっています。景観計画及び屋外広告物上の説明については以上でございまして、これから実際に事業計画を担当する企画課から説明してもらいます。

**（説明者）松中企画課担当係長**

よろしく申し上げます。横浜市役所都市整備局企画課担当係長をしております松中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今回お配りさせていただきました資料1、2、3のうち、資料1からご説明させていただきます。広告付案内サイン・公衆無線LAN整備事業における静止画デジタル広告の活用範囲の拡大についてと銘打った資料からご説明させていただきます。今回、審議事項として上げさせていただいております。これまで屋外広告物審議会におきましては、広告付案内サインの配置位置に関してご審議いただいておりますが、事業者であるエムシードウコー株式会社から、映像装置につきましては景観計画における規制区域内、関内地区やみなとみらい21新港地区におきまして、デジタルパネルを整備する計画提案がございましたため、本事業におけるデジタルパネルの広告付案内サインを映像装置の規制区域内で整備することについて、屋外広告物条例第19条における特例許可の案件としてご審議いただきたいということで、本日諮らせていただいております。

これまで都市美審議会でもご説明させていただきましたが、その内容について、1番として評価を入れさせていただいております。実際に、先月の8月5日に景観審査部会ということで委員の先生方に現場にいらっしゃっていただいて、デジタルパネルの映像を見ていただいております。その中では、本事業のデジタルパネルの現場確認を行ったところ、周辺環境との調和やデジタルパネルの品質につきましては、ポスタータイプとデジタルタイプの広告に関しまして、必要な配慮を行うことで大きな差異はないという評価をいただいております。後ほど、右側で詳しくご説明させていただきたいと思っております。

2番目の、関内地区・みなとみらい21新港地区の整備に対する本市の考え方につきましてということで、本事業につきましては、今後拡大するデジタル広告市場に対応することで、本市の政策の一つであります来街者の滞在環境の水準を高める事業を安定的に継続していきたいと考えておりまして、関内地区やみなとみらい21新港地区にデジタルパネルを整備する検討をさせていただきます。本事業のデジタルパネルと他事業の映像装置との比較や、今後のデジタルパネルのさらなる活用につきましては、以下のとおり2点を入れさせていただいております。1点目の、景観計画で想定されている映像装置と本事業における静止画デジタルパネルとの比較についてということで、3点出しております。1点目が、静止画のデジタル広告を原則としまして、切り替え時間につきましては既存の広告付バス停のスクロールタイプと同等、10秒としてございます。2点目の明るさにつきましては、自動調整によりまして昼夜とも周辺の景観に配慮したものであること。3点目につきましては、掲出する広告内容について、学識経験者や本市関係局が1案件ごとの審査体制が整えられていることの3点から、景観計画で想定されている動画の使用だとか音声を伴う映像装置とは区別できるものとして考えてございます。2点目の今後のデジタ

ルパネルのさらなる活用についてということで、デジタルパネルの活用方法の一例としましては、今のところ検討段階ではございますが、津波警報などの発令時において防災情報の発信などを行っていきたくと考えております。

3番目の今後の進め方につきましてですが、これまで本屋外広告物審議会や都市美審議会におきましてご意見いただきました広告付案内サインの配置計画をもとに、通りのビスタや照度などに配慮して、ポスタータイプと同様にデジタルタイプのパネルを整備していきたいと考えております。さらに、景観計画の映像装置を規制している区域内におきましては歴史的建造物などへ配慮した配置とするとともに、照度に関しましては慎重に対応していきたいと考えております。本事業の実施に当たりましては、これまで地元の方々と調整させていただいておりますが、合意が得られた箇所につきまして整備を進めていきたいと考えております。

先ほどお話しさせていただきました8月5日の都市美審議会景観審査部会の現場確認の様子を右側に入れております。ちょうど日没の19時ぐらいから20時までの時間帯の中で、みなとみらい21中央地区のクイーンズスクエア前のところでデジタルパネルの確認をいただいております。今回確認いただいた内容につきましては、右上の位置図のところで①、②、③を挙げさせていただいたところがございます。1点目のバス停の広告を現状で掲げておりますので、その基準を見ていただきつつ、2番目、3番目のところでデジタルパネルやポスター広告を見ていただいております。その中では、現場における委員のご意見ということで、ポスタータイプとデジタルタイプの明るさの程度は同程度で、明るさの面で景観に与える影響は同程度ではないかということ。あと、白色の広告については発光が強い印象であると。地図面の照度が強いと、地図の視認性が下がり利用性が低下するのではないかというご意見をいただいております。現場確認の様子ということで、明るさは現地計測時の値ということで、下に写真つきで入れさせていただいている内容は、現地でデジタルパネルを照度計を用いて計測した値で、大体150ルクスということで、これまでのバス停についている広告と同程度というような表示でございました。

裏面に行きまして、広告付案内サインの配置計画についてご説明させていただこうと思っております。今回、景観計画の区域内を含めて、全体的に都心臨海部でどのように配置していくのかということで入れさせていただいております。これまで、都市美審議会においても配置位置に関して検討を行った位置でございます。その中では、基本方針としまして、情報提供の面で訪日外国人や来街者が円滑に移動できるよう、駅前広場や主要な交差点、観光地点を中心として道路上に整備を行っていくという計画でございます。右側の、配置位置を決定するまでの過程につきましては当審議会において議論させていただいておりますが、おおむね5点、検討内容として入れさせていただきながら、配置位置の具体的な場所を決めていくという計画でございます。1点目が景観に関する検討項目ということで、横浜港までの見通し空間を確保していくことに加えて、歴史的建造物に関しましては関内地区には多くございますので、それらへの視認性を妨げないことといったところを検討内容として入れております。2点目の利便性に関しましては、今回案内サインを整備するという特性もございますので、やはりいろいろなところから視認しやすい位置ということで、横浜市の公共サインガイドラインの中におきましても、視認しやすい位置はやはり交差点周辺ではないかということで、交差点周辺における視認しやすい位置に配置していくという計画でございます。検討3番目は交通安全性ということで、運転者が横断歩道を渡る歩行者を確認できることということで安全性。検討項目4につきましては、物理的制約ということで、地下埋設物、隣接する樹木に干渉しないことや、今回広告を用いた事業でございますので、広告価値につきましても事業者さんと調整させていただいております。やはり、広告の価値につきましては、ほかの物件に阻害されず、視認性を確保することということで、広告価値についても検討項目を入れながら、これら5項目をもとに整備位置を確定させていきたいと考えて、都市美審議会に諮らせていただいております。

今回諮らせていただいた具体的な場所で、映像装置に当たるデジタルパネルを整備するものについては、下側の平面図に入れさせていただいております。デジタルパネルにつきましては、全て星マークで入れさせていただいております。規制区域内につきましては赤の破線で入れさせていただいた枠内のところで、赤の星マークをつけさせていただいております。今回、8点について、このデジタルパネルの整備箇所を入れさせていただいております。具体的な場所につきまして、この平面図ではわかりにくいところがございますので、計画箇所の①、②ということで2枚目以降に具体的な場所と見え方について入れさせていただいております。

1枚めくっていただいたページ3のところ、日本大通りの横浜公園側の配置につきまして入れさせていただいております。先ほどお話しさせていただきました検討項目の箇所につきまして、検討の項目を入れております。具体的な場所に関しましては、日本大通りの横浜公園側ということで、右上に各視

点場からどのように見えるのかということで、フォトモンタージュを用いて入れさせていただいております。ちょうど横浜公園の門を見るような形で視点場1ということで、通常のポスタータイプやデジタルタイプがどのように見えるのかという配置を入れさせていただいております。そのほか、交差点周辺からどのように見えるのかということ、視点場2、視点場3につきまして入れさせていただいております。その中で、今回景観への影響度に関しましては、横浜港までの見通し景観を確保しているという配置のほか、歴史的建造物に当たります旧関東財務局の視認性を妨げない位置であるというふうにも考えてございます。また、検討項目2につきましては案内サインの利便性ということで、横浜公園から日本大通り側に抜けてくる方々にとりまして広告付案内サインが見えやすい位置ということでも考えてございますので、そのような位置よりおおむねこの箇所を整備していきたいという計画で考えております。

もう一枚めくっていただいたところに、日本大通りの海側の配置ということで、4ページ目のところに入れさせていただいております。日本大通りの象の鼻パーク側というページの中で、右上のところと同じような模式図と具体的な視点場について入れさせていただいております。その中では、日本大通りの海までの見え方ということで、ちょうど背景に建物がある位置の箇所を広告付案内サインの場所として、海までの見え方を確保しつつ案内サインとしても利便性に配慮した位置ということで考えておりました。その中で検討項目1につきましては、先ほどと同様に見通し空間を確保しながら、県庁などの歴史的建造物を妨げない位置ということで考えております。2番目の案内サインの利便性につきましては、大さん橋のターミナルに近接する象の鼻パーク付近で視界に入りやすいスペースであるということから、この位置で整備できればということで検討の中に入れさせていただいております。そのほか、検討項目3、4、5につきましては、道路占用に関しまして、いわゆる土木事務所や警察、交通管理者から安全上の確認をいただいていることや、今回、関内地区におきましては電線が地中化されているということがございますので、地下埋設物の干渉や地図と広告の維持管理スペースが確保できる位置ということで場所の設定を考えております。資料1につきましては以上でございます。

続きまして、資料2に行かせていただきます。先ほどお話しさせていただきました都市美対策審議会の景観審査部会、8月26日の議事概要ということで、2番目の資料に表として入れさせていただいております。先週、景観審査部会がございましたが、屋外広告物条例第19条により、景観計画で映像装置を規制している区域内におきましても本事業のデジタルパネルを整備していく方向性についてご審議いただきました。この中では、おおむね整備する方針でご了承いただいております。中でも景観審査部会における委員の方々のご意見につきましては、下の表に入れさせていただいております。おおむね項目で分けさせていただきますと、4項目いただいております。今回のご意見の特例許可制度につきましては、条例第19条、許可の特例における「公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等景観を阻害しないと認められるもの」につきまして、「公益上やむを得ない」の理由について明確にしてくださいというようなご意見でございました。対応方針につきましては、広告付案内サイン・公衆無線LAN整備事業は、インバウンドを含め都心臨海部に観光客を積極的に誘致していこうという本市の政策の一つで、来街者の滞在環境の水準を向上させていくことを目的に、都心臨海部や新横浜都心に案内サインや公衆無線LANを整備するよう取り組むものです。本事業のデジタルパネルについては、事業の安定性確保が不可欠であるということから、整備を進めていきたいと考えております。

2番目の筐体の大きさに関しましては、都市美審において資料で説明はあったものの、実際に設置したものが幾つかございますが、筐体を見ると大きく感じるので、小さいサイズのパネルも検討していただきたいというご意見と、あと、大きさがなかなか変えられないのであれば、景観的に重要な部分、ビスタや歴史的建造物を意識するような位置につきましては視界に入らないような工夫をしてくださいというようなご意見でございました。3点目の、筐体が大きいために設置を断念した場所もございしますが、その中で大きさを工夫することで設置可能となる場所がふえるのであれば、そのほうがよいのではないかとというようなご意見をいただいております。今回の事業につきましては、ラグビーワールドカップの大会に向けて、来街者の方に対しまして滞在環境を向上させていこうという取り組みでございしますので、この大きさのデザインで当面は整備し、その後については事業者と検討を行っていきたくと考えております。

右側の、位置・向きにつきましてはのご意見に関しましてお話しさせていただきますと、関内地区におきまして広告付案内サインを整備する場合、みなとみらい21地区などの大街区と比べて大きさが際立つため、配置に関して景観に与える影響が小さくなるよう工夫を行ってくださいというご意見と、あと、ビスタへの配慮につきましては、港への見通しだけではなく、通りに対して直行する方向に広告が表示されてしまうので、視線がとまらないような配置を行ってくださいというご意見、あと、一つ一つの配置に関しまして、開港広場のように4、5基が集中して、やはりそれらが一望できてしまうというこ

とにつきましては景観的に問題ではないかというご意見がありました。

最後の4点目につきましては、全体の設置数が決まっているのだとしたら、景観上重要な場所につきましては設置を取りやめるなど、個別設置ではなく一括で行う事業だからいろいろと検討を進めてくださいというようなご意見をいただいております。それらの対応方針につきましては、今後整備を行う広告付案内サインにつきましては、都市景観アドバイザー制度を活用させていただきまして、都市美審議会の景観審査部会の部会長である国吉委員にご確認いただきながら位置や向きを定めながら、都市美審におきましても報告させていただきたいということで対応方針をまとめております。

4点目の色温度につきましては、表示内容の色温度や照度について周りの環境と設置物との関係性が景観上重要であるので、対応について検討してくださいというご意見でございます。周辺との関係性につきましては、地元の方々の調整を踏まえながら、良好な景観の維持に配慮していきたいと考えております。資料2につきましては以上でございます。

最後に、先ほどご説明させていただきましたデジタルパネルをみなとみらい地区や横浜駅周辺地区におきまして設置させていただいた後に、具体的に来街者の方々、一般の方々がどのようなご意見を持たれたかということで、アンケート調査を実施させていただいております。みなとみらい地区と横浜駅地区で、おおむね200件程度アンケートを集計させていただいております。今回のデジタルパネルが周辺に与える影響だとか印象についてご意見をいただいております。いただいたご意見の概要だけお話しさせていただきますと、デジタル広告の印象はいかがですかというQ6につきましては、「とてもよい」だとか「よい」につきましては7割を超えるご意見をいただいております。Q8の「デジタル広告は周辺環境に調和していると感じますか？」という問いに関しましても、おおむね7割から8割ぐらいに調和しているというご意見をいただいております。Q10の「デジタル広告の明るさの印象はどうですか？」ということで、明るさに関しましてもちょうどよいというようなご意見をいただいております。通行上の支障がありますかというQ12の意見に関しましては支障を感じないということで、今回事業を進めていく中で、一般の方々に関しましても周辺に与える影響に関しましては、余り影響はなく周辺と調和しているのではないかとご意見を、アンケート調査を通じていただいております。

資料1、2、3につきましては以上でございます。

**(事務局) 鶴田景観調整課長**

一番初めのA4判の資料に戻っていただきたいと考えております。審議事項ア(ア)と上に書いたA4判の資料でございます。2番目の事務局としての考え方でございますが、景観計画の映像装置に関する禁止は、良好な景観を形成するためのものと考えておりますが、(1)今回計画されている案内サインに伴う広告が静止画であるということ、(2)広告の内容について、専門家及び本市の審査を通過したもののみを採用していること、(3)景観計画が想定している「映像装置」とは外観上相当異なるものと考えられることから、静止画による広告付案内サインの設置は、条例第19条第1項の規定の「公益上の理由その他の理由によりやむを得ないと特に認める広告物等で景観を阻害しないと認められるもの」に該当し、問題ないものと考えております。このため、景観計画において映像装置を禁じているエリアに静止画による広告付案内サインを8基設置することについて、特例許可したいと考えております。なお、説明がダブりますが、8月5日開催の第52回横浜市都市美対策審議会景観審査部会において、本件はポスタータイプと大きな差異はないということについて了承を受けております。また、8月26日開催の第53回の部会において、本件は景観計画に適合しないものの、屋外広告物条例第19条の特例許可の手続を経ることについても了承を得ております。長くなりましたが、説明は以上になります。

**(岩村会長)**

ありがとうございました。大部の資料のご説明でしたが、これから審議に入りたいと思います。広告付案内サインの整備における、景観計画で禁止されている映像装置の設置について、皆さんからご意見、ご発言がありましたら、質問も含めてお願いいたします。いかがでしょうか。

私から一言申し上げたいのですが、要はそもそも論の話、つまり特例を許可するという意味合いの側面です。特例とは何かということで、ちょっと気になる文章なのですが、「公益上の理由によりその他の理由によりやむを得ない」と書いてありますよね。これは何か後ろ向きな印象があります。本件の場合も本当はもうちょっと積極的に、ぜひやるべきだみたいなことがあるのもっといいと思うのですが、やむを得ないから特例を通すというのは何となくネガティブな表現のような気がします。これはそういうふうにしてあるからしょうがないのですが、今後、特例の措置に関するところで議論する際に、少しその辺も考えていただければと思うのです。

それから、そもそもそういう特例を認めるというときに、公益上の理由というくだりがありますが、では何が公益上の理由なのかということです。今回はそれが非常によくわかるのですが、そこで審議会

のほうで大きさの問題であるとか、向きの問題であるとか、見通しの問題であるとか、いろいろありました。ラグビーは今月から始まりますからもう間に合わないということですので、それを直すことは多分できないと思いますが、今後、特例措置を議論するときに、特例であるからにはそれなりの理由がなければいけないということと、それと積極的な意味合いがないといけないと思うのですけれども、そのときの大きさの問題、設置場所の問題、向きの問題等をもうちょっとわかりやすく説明していただければありがたいと思います。

それからもう一つ、災害が起こったときの情報です。これは大変、電子媒体であるとやりやすいのですが、そもそも電源はどうやってとるのだろうかという話だとか、それは電源が切れたときに使えなくなってしまうわけですね。だとすると、そこにポスターを張るということも逆に考えられるわけです。ですから、災害が起こったときの対策として、電子的な媒体をどう利用するのかということとはあらかじめ考えておく必要があると思いますし、それから、恐らくもっともいろいろな議論がされてくると思うのですが、その辺がちょっと気になった部分ではありました。そういうことも含めて、特例の許可については今後もうちょっと議論を深めていただきたいと思います。

**(事務局) 綿田景観調整課長**

これまで特例許可は毎回のようにこの場で審議させていただいております。例えばDeNAの照明塔につける選手の絵が描かれた幕ですとか、あるいはマンホールのふたなど、それからイベントに際して余りにも大きなピカチュウとか、そういったものについて審議していただきましたが、その多くがイベントに関するもので、そのイベントが終わってしまえばなくなってしまうので、景観上の問題はないということで許可するということが多うございました。今回はそうではなく、担当課に聞きますと、一旦設置すると20年間の契約ということになっているそうですので、一時的なものとは到底言えないということになります。この場合、それなりの理由ということで事業課が出てきておりますのが、資料2の一番初めのところ。まさにそれに対する答えがここに書いてありまして、事業の安定性が不可欠であるということで、デジタルによる広告を入れたいということです。ここ近年、デジタル広告が多くなっていておりますが、例えば関内は映像による広告が禁止されているところが多いのですが、外から入って関内に来るとそういったものがびたっとなくなってしまうと。それはそれでいい景観なのかもしれませんが、それでは事業が今後展望できないということで、今回エムシードコー社から関内・新港地区においても映像装置を取り入れたいということがありまして、事業の安定性、永続性を考えますと、公益的にやむを得ないと考えております。

**(岩村会長)**

やむを得ないですか。

**(事務局) 綿田景観調整課長**

ということでいいでしょうか。

**(岩村会長)**

わかりました。ほかにご意見ございませんでしょうか。どうぞ。

**(小泉委員)**

以前伺ったと思うのですが、一つ前提として確認したいです。今、広告面が主に出ている写真でご紹介、ご説明いただいているのですが、公共サインの情報も入っているという説明があったと思うのですけれども、どこに入っていたのですか。

**(説明者) 光田企画課担当課長**

よろしいですか。今回、広告の真裏の裏面に地図サインがございます。こちらは内照式の地図サインでございます。

**(小泉委員)**

では今、写真で写っているのは広告面だけれども、裏面に内照式で地図サインがあるという前提で拝見したらいいのですね。

**(説明者) 光田企画課担当課長**

はい。

**(小泉委員)**

わかりました。サインと、今、場所の検証とかをされたことのご報告もいただいたのですが、場所が適しているといったときの、サイン情報として適している場所と広告が掲出されるのに適している場所と、必ずしも折り合いがつかないところもあるので、適切な場所だと言うのが難しいのではないのかなと思いつつながら、それはなかなか難しいことだと思って伺っていました。ただ、先ほど会長からご質問やご意見があったように、やはりこうだから今回こういうふうにとおっしゃっている背景が、結果的に選

ばれた会社の、エムシードゥコーさんの規格なのですかね。持っていらっしやる3メートルぐらいの大きさですとか仕組みですとか、あと、もちろん事業としての継続性ということも大切なことだとは思いますが、せっかく大切に育ててきている横浜の街の中により適した、合ったものだと思います。ラグビーワールドカップの話はちょっと時間が迫っていて難しいとは思いますが、大きさや規格、あるいはいろいろな理由というのが、どちらかというとメーカーからのいろいろな意見のように感じます。実績もあるでしょうから大切なデータをお持ちの会社だとは思いますが、横浜だからこそここの現地だからこそというようにものに丁寧に合わせていただけるようなことも、永続的にこういうことをこれからまちづくりの中に取り込まれていくのであれば、大切な視点なのではないかと思いました。正直言うと、いろいろなところで今このようなものが出てきていて、ちょっと色は違ったりするけれども、色が明るかったり暗かったりするだけで、同じ大きさの同じようなものが隣の市とかいろいろあるところで、どんどんつくられようとしています。横浜も同じようにしてしまうの？というふうにはしたくないなと私はすごく思いました。丹念にこういう検証をされていることはご報告をいただいてとてもわかりましたので、これから継続していくのであれば、そこのところを丁寧にさせていただきたいと強く思います。

あと、もう一つなのですが、アンケートを最後にご報告いただいたのですが、これは歩行者だけにとられているのですか。

**(説明者) 松中企画課担当係長**

そうです。歩行者だけに特化しまして、アンケートをとらせていただいております。

**(小泉委員)**

広告のデジタルの面というのは、車道側に向いているのですよね。

**(説明者) 松中企画課担当係長**

そうですね。車道側には向いているのですが、周辺の交差点でございますので、横断歩道が近くにありまして、そこから広告を臨んでいただいて、それでご意見をいただいてアンケートをとらせていただいております。

**(小泉委員)**

歩行者のご意見も大切だと思いますし、あと、どうしても運転している側から見ますと、変化したり光っているものというのはとてもどきっとする情報だったり、気をつけなければいけない状況だと思います。ぜひ運転者の方のご意見とか、例えばバスを運転されている方でもよいかと思いますし、定期的にそこを通られている方とかのご意見を伺えるとよいのではないかと感じました。

**(岩村会長)**

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

**(田中委員)**

本来禁止されているところに特例で認めようというときの一つの基準というのは、従来のものより格段にいいからということがあるのだらうと思うのです。これは24時間電源を使うということになりますよね。その場合、さっき表でiPadを見ていてふと思ったのですが、明るいiPadは外で見にくいというのがあるのですけれども、この画面というのはきょうみたいな強い日のところでデジタルで見ている、特に不自由というのはないのでしょうか。

もう一点は、先ほど公共サインも含まれるという話がありましたが、これを設置することによって横浜市費用負担というのは生じるのでしょうか。その2点をお尋ねしたいと思います。

**(説明者) 光田企画課担当課長**

ありがとうございます。1点目の画面の明るさでございますが、自動調整機能がついておりまして、センサーで曇りの日、明るい日、夜、昼に合わせた見やすい明るさに調整をさせていただいております。なので、こういう明るい日差しがある場合は少し明るく発信しないと広告としては見えにくいので明るくなりますが、暗い日ですとか雨の日は少し照度を落とした色合いになります。

2点目ですが、公共側の負担につきまして、事業費につきましては今回、広告料収入ということで民間事業者が持ちます。我々は、関係者の調整ですとか地元への説明ですとか、そういったところで協力をさせていただいているというような、公民連携のスキームでございます。

**(岩村会長)**

ちなみに、1基当たりどのぐらいかかるのですか。

**(説明者) 光田企画課担当課長**

事業者のほうからでもよろしいですか。

**(事業者) エムシードゥコー株式会社**



ちょっと内密なのです。企業秘密なので、具体的に幾らかかるというのはちょっと申し上げられないのですが。

**(岩村会長)**

おおよそどのぐらいですか。数百万ですか。

**(事業者) エムシードゥコー株式会社**

そうですね、ちょっとなかなか僕の立場では申し上げられません。

**(岩村会長)**

数十万ではなく数百万ですよ。

**(事業者) エムシードゥコー株式会社**

設置工事だけでそれぐらいかかってしまいます。

**(岩村会長)**

かかりますよね。ほかにいかがでしょう。よろしいでしょうか。どうぞ。

**(山崎委員)**

先ほど会長もおっしゃったと思うのですが、大災害が起きたときに、これだけたくさん設置するので、そのときにどう使うかというのを早く検討したほうがいいかと思うのです。それこそ電気が使えなくなると、これはみんな消えてしまうということですよ。

**(説明者) 松中企画課担当係長**

基本的には地中から電気を拾ってくるような方式をとっておりますので、地面と同時に動くのであれば電気の不通は余りないのかなと考えております。

**(山崎委員)**

そうですね。では、そのときにこそ安全な方向へ誘導できるようになるような切りかえといいますか、何か災害時にはこんなふうに使えよというのがあれば、もっといいかと思います。そういうのも検討されているのかもしれませんが。

**(岩村会長)**

ありがとうございました。ほかにいかがでしょう。

特にならなければ、ご提案のことでご承認いただければよろしいでしょうか。

(丁承)

**(岩村会長)**

それでは、ご提案のとおり承認したいと思います。

私のほうからもう一つコメントをつけさせていただきたいのですが、先ほどの特例の話とともに、今回、都市美対策審議会でご議論いただいて、景観審査部会で現場も見させていただいてというのは非常にいいことだと思うのです。我々だけで全部できないということもありますので、今後もぜひ都市美対策審議会の議論を大事にさせていただきたいと思います。私たちもそれをインプットされた上で議論をしたいと思いますし、都市美対策審議会と我々のコミュニケーションというのでしょうか、それをぜひお願いしたいと思います。

報告事項

**ア デザインマンホールの設置について**

**(岩村会長)**

それでは次に移りたいと思います。報告事項アです。デザインマンホールの設置について、ご報告をお願いします。

**(事務局) 瓜田景観調整係長**

それでは、右肩に報告事項ア、第64回横浜市屋外広告物審議会資料と書かれました資料をごらんください。タイトルは、デザインマンホールの設置についてとなります。こちらのデザインマンホールの設置につきましては、第3回屋外広告物デザイン審査部会及び第63回屋外広告物審議会において、設置を認める方向でご了承いただきました。その節は、いろいろと本当にどうもありがとうございました。これを受けまして8月2日付で設置許可を行いまして、同月5日に設置されましたことをご報告いたします。

まず、1の概要ですが、デザインマンホールは、株式会社ポケモンが製作し、横浜市に寄贈されました。それを受けて、横浜市が設置管理を行っているものです。したがって、マンホールの所有者は横浜市になります。設置場所ですが、下の図のとおりになっていまして、JR桜木町駅前広場で、南口

の改札口の近くになっております。設置期間は、令和元年8月5日から令和2年9月30日までを予定しております。こちらにつきましては、別紙の記者発表資料のほうに記者発表を行いまして、当日は3の(1)のとおりセレモニーを行っております。横浜市のピカチュウのマンホールお披露目式ということで、実際にピカチュウにも来てもらってお披露目式をやりました。設置状況につきましては下の写真のとおりで、アの近景とイの遠景の写真のとおりとなっております。ご報告は以上となります。

**(岩村会長)**

今のご報告について、ご質問等はございますか。大変人が集まったみたいですね。何人集まったという数は出ているのですか。

**(事務局) 瓜田景観調整係長**

きょうは事業をやった文化観光局が出席していないので、正確にはお答えできません。

**(岩村会長)**

ものすごかったですね。お披露目式などをやったりして。

**(馬場委員)**

これはセキュリティは大丈夫なのですか。持っていかれませんか。

**(事務局) 瓜田景観調整係長**

ここはちょうど環境創造局も同席されているので。

**(岩村会長)**

最近盗まれることもあるみたいですね。

**(環境創造局技術管理課大庭担当係長)**

マンホールを管理している部署の、環境創造局の技術管理課でございます。前回の審議会でも同じような質問をいただきまして、今のマンホールにつきましては特殊工具、専用の工具を使わないとロックが外せないようなマンホールになっています。実は、ここにもともとついていたマンホールは古いマンホールでして、誰でも外せてしまうタイプだったのですが、今回このピカチュウのマンホールを設置するに当たりまして、受け枠から全部新型のロックがきくものにかえてございますので、盗難というのはまず難しいかなということですよ。

**(馬場委員)**

わかりました。

**(岩村会長)**

ほかにご質問はございませんか。どうぞ。

**(田中委員)**

ピカチュウ絡みで、マンホールについてということではないのですが、サンバイザーをたくさん配っていますよね。それで、あの辺の知り合いのお店の店長さんから、この前ちょっと話をしていたときに、サンバイザーを捨てていってしまって、大分あの辺で景観上困っているという話も聞いたものですよ。多分来年もこの審議会の話が出ると思うのですが、来年忘れてしまうといけないので今申し上げますけれども、その辺を事業者さんとは何か事前にお話をされたことはあるのでしょうか。

**(事務局) 瓜田景観調整係長**

そういった話をしたことは特にないので、先生のご意見は文化観光局のほうに伝えまして、来年以降の対策というところでしっかりと考えていただきたいと考えております。

**(田中委員)**

お願いします。

**(岩村会長)**

ぜひお願いします。どうぞ。

**(事務局) 綿田景観調整課長**

今のお話で、例えばピカチュウのイベントをやるエリアというのはもうはっきりしていますが、そのピカチュウのイベントが行われたところの管理はポケモン社でやっているとは思いますが、みんな持ち帰って、行った先で捨てられてしまうと区域外に出てしまうということになるかと思うのです。先生の意見はそのことも踏まえて伝えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**(岩村会長)**

よろしく願いいたします。ぜひそれはお願いします。

ほかになにかご質問はございますか。なければ、これは報告事項ですので、特に審議はしないということにしたいと思います。

そのほか、事務局から何かありましたらご説明をお願いいたします。

	<p><b>(事務局) 瓜田景観調整係長</b></p> <p>もう一点ほど、議題にはのっていないのですが、前回ご報告いたしました安全点検まち歩きのことについて報告させていただきます。8月30日を期限といたしまして、安全点検まち歩きの時期について横浜市の商店街に募集しましたところ、計5カ所から応募がありました。イセザキ・モール1・2St.と菊名東口商栄会、中華街関帝廟通り会、横浜弘明寺商店街協同組合、杉田商店街の5カ所から応募をいただいております。こちらにつきましては、9月の後半から10月いっぱいまでをめぐり、各商店街におきまして実際にまち歩きを行う安全点検まち歩きを実施したいと考えております。実施内容につきましては、次回の広告審においてご報告させていただく予定でございますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。</p> <p><b>(岩村会長)</b></p> <p>ありがとうございました。どうぞ。</p> <p><b>(村上副会長)</b></p> <p>予定は最初から5カ所だったのですよね。まだ希望はきつとあると思いますので、ぜひぜひまた来期、よろしくお願いいたしますと思います。</p> <p><b>(岩村会長)</b></p> <p>お願いいたします。ほかに、何か事務局からございますか。</p> <p><b>(事務局) 綿田景観調整課長</b></p> <p>ありません。</p> <p><b>(岩村会長)</b></p> <p>それでは、これで予定された議事は全て終了いたしました。皆さん、大変ありがとうございました。お疲れさまでございました。それでは、事務局にお返しします。</p> <p><b>(事務局) 綿田景観調整課長</b></p> <p>どうもありがとうございました。本日の議事録につきましては、毎回同じでございますが、まとめた後に委員の皆様にお送りし訂正をいただき、その上で会長に署名をいただこうと思っております。</p> <p>次回でございますが、年に2回ペースで開催しておりますが、特に何もなければ次回は来年の1月か2月を予定しております。また、日程等調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>閉 会</p> <p><b>(事務局) 綿田景観調整課長</b></p> <p>では、これで全て終了となります。どうもありがとうございました。</p> <p><b>(岩村会長)</b></p> <p>ありがとうございました。</p>
資 料	<p>(1) 委員名簿</p> <p>(2) 席次表</p> <p>(3) 広告付案内サインの整備における、景観計画で禁止されている映像装置の設置について 【審議事項ア (ア)】</p> <p>(4) デザインマンホールの設置について【報告事項ア】</p>
特記事項	<p>・ 次回の審議会は、2020年1月または2月ごろ開催の見込み。</p>